

令和2年5月19日

保護者様

福島市立福島第一小学校長 糀田祐子

### 学校再開のお知らせ

日頃より、新型コロナウイルス感染防止対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福島市教育委員会からの通知により、下記のとおり教育活動を再開いたします。今後も引き続き感染防止に努めてまいりますので一層の御協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 学校再開日 令和2年5月25日（月）
  - 2 学校再開に向けた段階的な登校について
    - (1) 学校再開の日から登校日は「授業日」扱いです。
    - (2) 学校再開後も長期間に及ぶ休業であったことや感染防止の徹底を配慮し、5月31日までは、予定通り週2回（小1・6は3回）の段階的な分散登校となります。
    - (3) 5月25日から29日までの分散登校期間は、預かりを実施します。時間は、8時10分から15時までとなります。預ける場合は今週中に御連絡ください。
  - 3 6月1日（月）からの対応について
    - (1) 6月1日（月）からは、全児童による 通常登校です。
    - (2) 6月1日（月）～ 5日（金）は午前授業で給食をとり13時30分に下校します。
    - (3) 6月8日からは、全児童通常の教育活動となります。各学年からの便りを御確認ください。
  - 4 今後の臨時休業措置等について
    - (1) 臨時休業となる場合について
      - 原則として以下の2つの場合が考えられます。
      - ① 児童生徒等または教職員の感染が判明した学校
      - ② 感染者がいない学校も含めた地域一斉の臨時休業

※ 保健所等に相談して、2週間を見通し、段階的に状況を確認しながら判断します。

なお、学校で感染者があり、学校が閉鎖された場合は、預かりはありません。
  - (2) 児童の感染者等の欠席の扱いについて
    - 次の状況により児童が学校を休む場合は、出席停止の扱いとなります。
    - ①新型コロナウイルス感染者となった場合 ②感染者の濃厚接触者に特定された場合
    - ③発熱または咳症状がある場合 ④医療的ケアを必要とする場合や基礎疾患がある場合
    - ⑤感染症に関わって保護者が登校させることに不安を抱かれる場合
- 5 感染防止対策について
  - (1) 朝の検温を徹底し、記録表を提出してください。
  - (2) 風邪の症状がある場合は、無理をせず登校を控えるようお願いいたします。
  - (3) 学校では、手洗い、消毒、換気、活動空間の確保、活動時間帯の工夫等の感染予防策を講じます。（学校便り参照）御家庭でも、ハンカチの持参やマスク着用、手洗い励行等よろしく申し上げます。
  - (4) 今後も市内・学校の感染状況により対応について急な変更もありえます。学校からの「マメール」に注視してください。
  - (5) 御心配な点がございましたら、いつでも御相談ください。